

応急救援活動の実績に関するQ & A
(総合評価方式の評価項目見直し)

Q 1 : 応急救援活動とは具体的にどのようなものを指すのか？

A 1 : 自然災害等発生後の復旧のための緊急的な出動に対して評価するものであり迂回路設置など、応急復旧後の工事に対しては評価対象となりません。

例えば、豪雨などによる市道などの市有管理施設の崩土除去作業は対象となります。

また、水道管のトラブルに伴う緊急復旧作業は対象となります。

Q 2 : 応急復旧活動の件数はどの程度を1件とカウントするのか？

A 2 : 規模の大小にかかわらず1現場を1件とカウントします。ただし、近接する活動範囲が100m以内の場合は、複数ある場合でも1件としてカウントします。なお、活動範囲が100m以内でも発生日時が異なる場合は複数件数としてカウントします。

Q 3 : 元請けとして応急救援活動を依頼されたが、対応不可能だったため、一次下請けに応急救援活動を「丸投げ」した。この場合は、元請けとして活動実績を1件とカウントしてもよいのか？

A 3 : 原則、「丸投げ」対応は活動実績としてカウントしません。この場合、応急救援活動実施報告書を総合評価の技術資料として提出された場合は、虚偽報告とみなし、不正又は不誠実な行為として指名停止の措置を講じる場合があります。